

## パートタイム労働者について

一六七一宇

フルタイムの労働者とパートタイムの労働者が存在するわけですから、今回の改正によって、雇用・就業形態、そういうものがどんどん多様化していつて、その多様化に対応して、パートタイム労働者の雇用管理の改善、それが今回の改正によってさらに充実されるようになるのかどうか伺います。

伊藤政府参考人 今回の労働基準法の改正のねらいの中に、働き方、意識、そういったものの多様化を受けているものは確かにございます。

それから、先生御指摘ございました直接パートタイマーの方に限って言えば、そういった働き方に対しまして、私も、一番必要なのは、労働条件というものがしっかり明示されて、お互いにそれを労使守るといふ状況の中で働いていただくような形が大変重要だろ

う。

今までも、パート労働法のいわば大事な一つの柱が、雇入れの際の雇入れ通知書を交付すること等を事業主のほうに努力義務としてお願いしていたわけでございますが、今回、労働基準法の改正では、パート労働法のそういった部分を労働基準法本体のほうで強化いたしましたして、パート労働者のほうについてだけではなくて全体の労働者、パート労働者の方を含めて全体の労働者に、いわば罰則を伴う形で労働条件の基本的なものの書面による明示を義務づける、

こういう改正を行って、提案をさせていただいております。

それ以外につきましては、例えば労働条件をめぐって紛争が出た場合の処理システム等もあわせて提案しております、パートタイマーの方についてそういう問題が出れば、迅速に援助申し上げられるような整備もあわせて行っておるところでございます。労働基準法の今回の改正の中では、パート労働者について意識されている点といえば、大体そういった形のものでございます。

武山委員 今、紛争調停ですか、そのお話がちょっと出ましたけれども、気軽に相談できる、そういう紛争を処理する制度というのはどの程度できているのでしょうか。

伊藤政府参考人 私どもの行政で受けますこういった労働条件の紛争についての相談事案、近年増加しておるわけでございますが、労働基準監督署のほうには大体年間で見ると七万件ぐらい、労働基準法違反だという申告はそのほか二万件近くあるわけでございますが、それ以外に七万件くらいございます。これは主として民事的なものを含んだ紛争等でございますが、そのほかにもいろいろな、各都道府県の労政事務所あるいはそういった関連の行政機関に寄せられる相談件数も多いのかと思います。

ただ、やはり労働条件づくりを担っている労働基準行政でございますので、私も、労働基準監督署の窓口にはそういったことを専門に扱う相談員等を配置いたしましたして、気軽に相談に来ていただけるような体制整備に努めているところでございます。

武山委員 それは、先日局長さんに、埼玉、東京近辺で何力所く

らいあるのでしょうかと言いました。労働基準監督署、埼玉がたしか七力所で、東京が十九力所でしたか、そのところへ行けばいいわけですね。労働基準監督署でよろしいわけですね。

パートタイムで仕事をしている方々、いろいろな方々いますけれども、皆さん仕事に追われて、短い期間をパートで働いている。いわゆるお母様が子供が学校へ行っている期間だけ働く。朝十時ぐらゐから夕方三時ぐらゐまで、結構皆さん働いているですね。そういう方々というのは本当に、朝は子供たちを学校に出し、夫を職場に送り、それで夕方までの間働くわけですから、不満を持っていても、意外とどこに相談したらいいかなんというのを一般的に知らない人が結構いるんですね。

ただ、今数を聞きましたら、かなりの数があるということ、その制度自体の中身をちょっと詳しく説明していただけますか。制度自体の中身が、どういう構成で、どのような形で行われているかということ、

伊藤政府参考人 労働基準監督署に寄せられますいろいろな相談事案、やはり一番多いのは解雇、途中で解雇されたという、その解雇がいわば合理的な理由がないという形で相談に来られる方が一番多いわけでございます。

そのほかに多いのは、労働条件が例えば雇入れ時の約束と違ってきた、あるいは引き下げられた、こういうことをめぐっての相談、そういったものが監督署に寄せられる民事的な相談の中では一番数が多い状況でございます。

武山委員 すみません、その制度の中身をお聞きしたのですけれども。行きましたらすぐ申請書みたいな書類に書き込んで、それで面接みたいにするのですか。実は今制度の中身ということでお聞きしたのですけれども、相談窓口に行ったらすぐ相談できるのですか。その制度の中身、システムをちょっとお聞きしたいと思えます。

伊藤政府参考人 多くの監督署窓口、そういった総合的ないわば受付の担当を置いております。そこでこういった問題でおいでになられたか話をしていただければ、例えばそういった御相談であれば多分労働条件相談員という広くそういった紛争を扱うほうへ、さらに労働基準法違反の問題であればそれぞれの担当の労働基準監督官のところへ御案内申し上げます。

ただ、そういったことで相談が始まるわけでございますが、労働条件をめぐる紛争は、パート労働の方もやはり法制というものはそう詳しくは御存じないわけでございますので、まず事実関係等をよくお聞きして整理してみる。それから、こういったところに本人が問題意識を持っておられるのかということを整理いたします。そういったことで、かなりこれは問題があると認められれば、私ども、そういう相談員は、あるいは監督官は事業所の方と連絡をとります。御本人がぜひそういったことを匿名でお願いしたいということであれば、そういった相談があったというふうなことは隠したままで、一般的には、おたくでこういった問題があると思うので、ちょっと見せてくれとかあるいは書類を持ってきてほしいとか、いろいろな連絡をとりまして、大体申告されたとおりの問題であれば、それが

法違反なり民事的にもかなり問題を含んでおれば直ちに指導いたしますし、労働基準法違反ということであれば、やはり是正勧告を命じていくということで、かなり厳しい手段を講じて改善をさせていくということでございます。

ただ、いずれにしても、そういった相談を預かるのは国家公務員でございますから、相談に来られる方も、そういった秘密という点ではまず安心していただいて、いろいろお話しして気軽に御相談をいただけるようにいたしておるところでございます。

武山委員 聞きたかったことは、まず、行つてすぐ相談というわけにいきませんか。申請書でやはりある程度受け付けをしてすぐ聞いていただける、そのシステムを聞きたいのです、どういふシステムに制度がなっているかという。すなわち、申請してすぐ面接できるのか、申請して予約をとつてするのか、どんな手順をとつてやるのか